

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	19 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで  
国民年金保険料は妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納めていた。  
しかし、申立期間については、妻は保険料が納付済みとなっているのに、私は未納とされている。  
私の保険料がちょうど1年分未納とされているのは絶対に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、国民年金保険料が未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、12か月と短期間である。

また、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の未納は無く、保険料の納付に対する意識が高かったことがうかがわれるところ、申立期間について妻の保険料は納付済みとされているのに、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、婚姻後における申立人及び申立人の妻の厚生年金保険から国民年金への切替えに伴う国民年金被保険者資格取得手続きはいずれも適切に行われており、夫婦の国民年金に対する関心も高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 12 月まで  
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 6 月まで  
③ 平成元年 8 月

申立期間①は、当時、保険料納付を一時やめていた期間であるが、平成元年ごろに店の立退料を 1,000 万円と 1,500 万円の 2 回に分けて受け取り、その立退料で、未納となっていた期間の保険料 10 万円ぐらいを社会保険事務所で納付した記憶がある。昭和 63 年度以降の保険料は、私が妻の分と一緒に市役所で納付書により納付した。申立期間は妻が納付済みとなっているのに、私のみが未納とされているのは納得できないので、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の保険料を社会保険事務所で納付する際に、同事務所の職員から「何か月の保険料は時が過ぎていますから受け取れません。」と言われたとしており、このことは、当時、申立期間①のうち既に時効により納付できない期間があったものと考えられるが、申立人は、納付可能月数、納付金額及び納付時期についての具体的な記憶は無く、申立期間①に係る保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、昭和 63 年 11 月 9 日に作成した銀行通帳に 2 回目の立退料を入金し、当該立退料で申立期間①の保険料を納付したとしているが、この銀行通帳の作成時期を基準とすると、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る保険料 10 万円ぐらいを納付したとしているが、申立期間①の保険料額は 14 万 4,780 円となり、申立人が主張する

金額とは相違する上、申立人の納付記録を見ると、申立期間①と申立期間②の間の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間は過年度納付、同年 4 月から 63 年 3 月までの期間は現年度納付されており、これら 2 期間の保険料額を合計すると 11 万 100 円となることから、この納付済みとされている期間と混同しているとも考えられる。

加えて、申立期間②について、申立人は、昭和 63 年度以降の保険料は妻の分と一緒に毎月納付書により市役所で納付したとしているが、夫婦の納付記録を見ると、申立人は平成元年 7 月及び同年 9 月から 2 年 3 月までの期間は過年度納付されており、市役所では過年度保険料は取り扱っていないことから、申立人の主張と相違する上、申立人の妻は 63 年度以降はすべて現年度納付とされていることが確認でき、申立人の同年度以降の保険料の納付方法に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間③については、1 か月と短期間であり、かつ、当該期間の前後は過年度納付されていることから、この期間も過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年2月まで

平成7年3月にA市からB市に転居した際に、申立期間の国民年金保険料を納付するため、送られていた納付書と結婚式の祝儀の中から数万円を妻に渡した。おそらくC銀行D支店で妻が納付したと思う。このころは、地下鉄サリン事件や自身の結婚、引っ越し等記憶に残る出来事が多く、保険料の納付についても身辺整理をする目的で行ったことをよく覚えているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から国民年金保険料を納付しており、申請免除期間と厚生年金保険被保険者期間の間の2か月の未納はあるものの、これ以外には申立期間の5か月を除いて未納は無い。

また、申立人は、平成7年3月ごろに同月以降の国民年金保険料の免除を申請したとしており、申立期間の保険料も同月に納付したとしている。この点については、社会保険庁の記録では、同年4月に免除申請されたと記録されており、申立人の記憶とは若干異なるものの、その時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、平成7年3月にB市に転居後、送付されてきた納付書によって、その妻がC銀行D支店で申立期間の国民年金保険料を納付したとしている。この点について、同市では、前住所地での未納分の現年度保険料を納付したいと希望した場合には納付書を発行していたこと、及びC銀行が指定金融機関であったことが確認でき、申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月

会社退職時には、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、保険料を納付しなくていけないと認識していた。平成6年に会社を退職した時にも市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、納付書で保険料を納付したので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち保険料の未納は、申立期間の1か月のみである。

また、申立人は、申立期間以前に2回、厚生年金保険と国民年金の切替手続を行い、国民年金保険料をすべて納付しており、年金制度に関する理解及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の年金手帳の記載から、申立期間の国民年金加入手続（第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更）は、その当時に適切に行われたものとみられ、加入手続を行ったにもかかわらず、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月及び同年12月

会社退職後、母親と一緒にA市B区C支所へ行き国民年金の加入手続を行った。保険料は、送られてきた納付書で母親が納付した。納付場所は同支所であったと思うが、同支所の近くにあった郵便局や農協であったかもしれない。申立期間について未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、60歳到達までのすべての期間の保険料を納付しているほか、申立人、その父親及び妹についても申立人の申立期間の2か月を除き、国民年金加入期間に未納は無く、申立人家族の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和61年9月ごろに行われたものと推認され、この時点では、資格取得月である60年11月から61年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。社会保険庁のオンライン記録では、このうち同年1月から同年3月までの保険料が過年度納付されたことが記録されており、申立人の母親が、当該期間の保険料を過年度納付したにもかかわらず、申立期間の2か月の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

さらに、A市が保管する申立人の被保険者名簿では、申立期間を含む昭和60年11月から61年1月までの国民年金保険料は納付済みと記録されている。一方、社会保険庁の記録では納付済みと記録されている同年2月及び同年3月の保険料は、同市の被保険者名簿では未納と記録されており、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年10月から62年4月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年6月までの期間及び62年5月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、61年4月から同年6月までは30万円、62年5月から同年9月までは32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年9月まで

ねんきん特別便が送付されたので、その記録を確認したところ、昭和61年7月1日から30万円に改定された標準報酬月額が、同年10月1日からは26万円に引き下げられていた。申立期間の時期に給与が引き下げられたことは無いため、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額には納得できないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和61年10月から62年4月までの期間について、社会保険事務所の記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和61年7月1日に26万円から30万円に随時改定された後、同年10月1日から26万円に引き下げられている。

しかし、A社が保管している賃金台帳により、申立人は、当該期間におい



て、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定内訳書によると、同社は、昭和61年5月から同年7月までの給与に基づき同年10月からの標準報酬月額を30万円とする健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)を届け出ていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当時の算定基礎届に係る事務処理に誤りがあったものと認められ、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に届け出た30万円とすることが必要と認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和61年4月から同年6月までの期間及び62年5月から同年9月までの期間について、A社が保管している賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、昭和61年4月から同年6月までは30万円、62年5月から同年9月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、昭和61年4月から同年6月までの期間及び62年5月から同年9月までの期間について一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和61年7月から同年9月までの期間について、A社が保管している賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年10月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月9日から同年11月1日まで

私は、昭和31年4月1日にA社に入社後、平成3年12月31日に同社を退職するまで継続して勤務していた。

申立期間のような厚生年金保険の空白期間が発生するはずは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の職歴証明書及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年10月9日に同社C支店から同社B支店に異動。ただし、異動発令日は、同年10月5日。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年11月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いものの保険料を納付したと主張するが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は、20年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年2月1日まで

私は、昭和18年3月に工業学校を卒業、同年4月にA社に入社し、20年1月末に兵役志願のため退社するまで勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における同僚の証言及び同社の辞令により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険整理番号には欠番があり、現存する被保険者名簿は復元されたものであることが確認できることから、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳索引票により、申立人は、申立人と一緒に入社したとする同僚の厚生年金保険記号番号の直前の番号で昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者としての資格を取得したことが確認できることから、社会保険事務所における年金記録に係る管理が不適切であったものと推認される。

さらに、昭和18年4月に申立人と一緒にA社に入社したと証言する同僚は、「A社入社時に、総務課長から、中学(注:当時の旧制中学)卒業以上の者は、すぐに厚生年金保険の被保険者資格を取得させてやると言われた。」と証言しているところ、当該同僚には、厚生年金保険の保険料徴収が始まった19年10月1日から退職する20年10月1日まで同社における被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人及び同僚の証言は、A社への入社から退社に至るまでの一連

の出来事について非常に具体的であり、信憑性<sup>びよう</sup>があるものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年2月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年4月1日から19年10月1日までの期間について、申立人は、申立人が保管している辞令により、事務職（工手）としてA社に勤務していたことは確認できるが、17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭鉱で働く男性の筋肉労働者のみを労働者年金保険の対象としていたことから、申立人は、当該期間において労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和38年2月21日及び39年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、38年2月から同年5月まで、同年7月、同年9月及び同年12月は1万8,000円、同年6月及び同年8月は1万6,000円、同年10月及び同年11月は2万円、39年1月は5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 21 日から 39 年 2 月 1 日まで

私はA社で配車係として勤務しており、厚生年金保険料を控除されていた。給与明細書を添付するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、昭和38年2月21日から39年1月31日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和38年2月から同年5月まで、同年7月、同年9月及び同年12月は1万8,000円、同年6月及び同年8月は1万6,000円、同年10月及び同年11月は2万円、39年1月は5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の当時の事業主は、厚生年金保険料を社会保険事務所に納付したか否かについては不明としているが、被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 1764

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和31年から63年までA社に勤務していたが、その間社会保険は継続していた。同一企業内の異動で1か月の空白ができるとは推測できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、同僚の証言及びA社提出の辞令原簿により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年12月1日に同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年10月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年8月1日から4年2月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を3年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年2月3日まで

厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社における被保険者記録は、資格取得日が平成4年2月3日、資格喪失日が同年3月28日とされていることが分かった。

しかし、前職を平成3年4月に退職した後、すぐにA社に勤務した記憶があり、また、厚生年金保険料も控除されていたはずである。被保険者期間が1か月しか無いというのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している平成3年7月から同年8月ごろに撮影されたと思われる写真に加え、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の「申立人は、自分よりも後に入社した記憶がある。」とする証言及び申立人が記憶している同僚の「申立人は、1年ほどは在籍していた記憶がある。」とする証言から判断して、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「A社の企画制作部門で働き、同部門の職員は4、5人であった。」としているところ、その職員数は申立期間当時に申立人の上司であった者の記憶と符合するとともに、申立人が同じ企画制作部門で働いていたと記憶している同僚4人のうち、意見聴取できた2人は、「申立人を含め全員が



正社員であった。」と証言しているところ、社会保険庁の記録によると、当該上司及び同僚4人はいずれも申立期間当時、A社における厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

しかし、平成3年9月から同年11月までの期間にA社に入社し、同年12月に厚生年金保険被保険者資格を取得している3人の同僚は、「その当時はおおむね3か月程度の試用期間があり、自分達が記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期には1か月から3か月の違いがある。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも平成3年8月1日から4年2月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成4年2月の社会保険庁のオンライン記録及び同僚の被保険者記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における取得日と同じ平成4年2月3日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る3年8月から4年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年5月から同年8月1日までの期間については、上述のとおり、同僚の証言から判断して、申立人がA社に勤務していたものの、試用期間として取り扱われていたものと推認されるとともに、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和61年10月は36万円、62年2月は32万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月から同年9月までの期間は36万円、平成2年10月及び3年2月から同年9月までの期間は50万円、4年3月から同年9月までの期間は53万円、9年9月は50万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から平成19年4月まで

申立期間の標準報酬月額については、会社が私の標準報酬月額を社会保険事務所に届け出る際に、残業手当等を含まない低い額としたため、実際に支給された給与に比べ低い額になっているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額及び報酬月額によると、申立期間の一部の期間については、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額又は報酬額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所で記録された標準報酬月額よりも高い額になることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立期間のうち、昭和61年10月、62年2月から同年9月までの期間、平成2年10月、3年2月から同年9月までの期間、4年3月から同年9月までの期間及び9年

9月については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、昭和61年10月は36万円、62年2月は32万円、同年3月及び同年4月並びに同年7月から同年9月までの期間は36万円、平成2年10月及び3年2月から同年9月までの期間は50万円、4年3月から同年9月までの期間は53万円、9年9月は50万円に、給料支払明細書で確認できる報酬月額から、62年5月及び同年6月は34万円に訂正する必要がある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている当該期間の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、上記以外の期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁に記録されている標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月1日から同年7月1日まで

私は、昭和56年1月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格取得日が同年7月1日とされ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

しかし、私は当初から正社員としてA社に入社しており、厚生年金保険の被保険者であったと思うし、同社の在籍証明書など申立期間の在籍を証明できる資料もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び同社が保管している申立人に係る採用記録により、申立人が昭和56年1月1日付けで事務職の正社員として同社に採用されたことが確認できる。

また、A社は、「正社員は全員社会保険に加入させており、たとえ見習工から社員登用される者についても、見習工の期間から加入させている。」としているところ、申立人の健康保険整理番号の前後の同僚20人及び申立人と同じ運動部に所属していた同僚9人の計29人について、同社から提出された入社記録と厚生年金保険被保険者記録を対比した結果、29人全員が同社入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は昭和 56 年 1 月 1 日に A 社に入社し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 56 年 7 月の社会保険事務所の記録及び同社保管の申立人に係る初任給の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和 56 年 7 月 1 日であるとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号の払出時期が同年 7 月 31 日であることが確認でき、申立人の資格取得に係る社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない上、申立人の A 社における厚生年金基金、健康保険組合及び雇用保険の記録によると、いずれも申立人の資格取得日は同年 7 月 1 日であることが確認でき、社会保険事務所、同社厚生年金基金、同社健康保険組合及び公共職業安定所が同時に誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年4月30日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額について、同年4月は3,900円、同年5月は4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月30日から25年1月1日まで

私は、A社において、事務職員として、昭和24年3月から約1年間勤務したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、同年4月30日に資格喪失したこととされており、被保険者期間は1か月間しか無いことが分かった。

しかし、少なくとも昭和24年末までは、勤務していたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給与台帳によると、申立人に係る昭和24年3月から同年5月までの給与支給の事実が確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人はA社における昭和24年3月の厚生年金保険被保険者記録があることが確認できる。当該3か月分の給与台帳によると、3か月いずれも、給与から控除されているのは税金及び供託金の2種類のみで厚生年金保険料としての控除記録は無いが、当該給与台帳に記載されている給与支給総額と実支給額とを対比したところ、税金及び供託金のほかに給与台帳の控除欄には計上されていない控除額が各月200円前後あることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和24年4月30日から同年5月末日までA社に継続

して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年3月の社会保険事務所の記録及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、同年4月は3,900円、同年5月は4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和24年6月1日から25年1月1日までの期間については、上述のとおり、A社に、申立人に係る24年5月までの給与台帳は保管されているものの、同年6月以降の給与の支払記録は無く、申立人が同年6月以降も同社に勤務していたことは確認できない。

また、申立人はA社を退職した時期について、「同居していた姉が結婚することとなり、その前に退職した。」と記憶しているところ、申立人の姉の戸籍によると、申立人の姉は昭和24年6月に婚姻していることが確認できる。

さらに、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者はいずれも死亡しているか、連絡先が不明であるため、当時の状況等を聴取することはできず、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和23年9月21日、同社B支店における資格取得日に係る記録を25年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を23年9月から同年11月までは4,500円、25年4月は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月21日から同年12月1日まで  
② 昭和25年4月20日から同年5月1日まで

ねんきん特別便を確認したところ、A社で勤務していた期間に厚生年金保険被保険者記録が欠落している期間があることが分かった。

しかし、私は、昭和23年5月にA社に入社してから29年2月に退職するまで、転勤はしたものの継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が記憶している同僚によると、「申立人は、私と同時期にA社B支店に入社し、私が退職するまで継続して勤務していたと思う。」としていること、また、申立人が記憶している別の同僚によると、「私は、昭和25年4月にA社B支店へ入社したことを覚えているが、私が勤務を開始した時には、既に申立人は在籍していた。」としていることから判断して、申立人がA社に継続して勤務し（23年9月21日に同社B支店から同社本社に異動、25年4月20日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和



23年12月の社会保険事務所の記録及び同社B支店における25年5月の社会保険事務所の記録から、23年9月から同年11月までは4,500円、25年4月は6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月21日から37年1月1日まで  
社会保険業務センターから郵送されてきた「年金加入期間のお知らせ」によれば、昭和36年12月21日から37年1月1日までの記録が無いが、32年4月に入社し、平成10年5月に退職するまでの間、Cグループ会社及び関連会社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された在籍証明書、同社からの回答及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年12月21日にD社E支店からA社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年1月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は資格取得の届出に誤りがあったため保険料は納付していないと回答していることから、事業主が昭和37年1月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案1771

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は、20年8月22日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については昭和19年10月から20年1月までは40円、同年2月から同年7月までは50円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月22日まで

私は、昭和16年4月にA社に入社し、正社員として勤務していた。20年6月に同社が空爆にあった際、私は目を負傷したので、会社疎開には行かなかったが、退職はしていないため、終戦まで同社に勤務していたはずである。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保存している終戦時名簿及び同僚二人の証言から、申立人は、申立期間において同社に正社員として勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者索引簿に、申立人の記号番号が存在することから、A社は、厚生年金保険制度発足当時に申立人が被保険者資格を取得した旨の届出（昭和19年10月1日資格取得）を社会保険事務所に行ったことが認められる。

さらに、社会保険事務所には、厚生年金保険制度発足当時の被保険者名簿は保管されておらず、現在保管されている同名簿は、後日書き換えられたものであるところ、当該書換え後の名簿は、理由は不明であるが欠番が非常に多く、完全な記録とは言い難いものとなっている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における年金記録に係る管理が不適切であったものと推認され、事業主は、申立人が主張する昭和19年10月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。また、申立人の資格喪失日については、申立人と同年生まれの多

数の女性の同僚の記録から、20年8月22日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月1日に資格取得した申立人と同年生まれの女性の同僚の記録から、同年10月から20年1月までは40円、同年2月から同年7月までは50円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 21 日から 34 年 2 月 2 日まで  
私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 35 年 3 月 7 日に支給決定がなされており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、以後 60 歳まで国民年金保険料を完納していることから、年金に対する意識の高さがうかがわれ、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案1773

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月10日から20年6月1日まで  
② 昭和20年6月1日から同年8月16日まで

私は、昭和18年4月10日にA社に入社し、19年に軍に入隊し、終戦を迎えた。その後帰郷し、農業に従事し、21年4月に叔父の手伝いをしながら学校へ通った。B県C市へ行ったこともないし、社会保険事務所に脱退手当金を請求した覚えも無く、もらった記憶も無い。脱退手当金の支給を取り消して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所は、終戦後の昭和20年8月16日に全喪しており、同日において、申立人を含め同僚297人が資格喪失とされており、そのうち申立人を含む6人は資格喪失日から約7か月後の21年3月20日(オンライン記録は同年7月20日)に脱退手当金が支給されたこととされているものの、当該同僚のうち2人は、脱退手当金の制度については聞いたことも無いと証言している上、別の同僚は、「当時、会社は軍需工場で300人くらい従業員がいたが、終戦と同時に会社は無くなり、20年8月25日に解散式を行った。その後、継承した会社は無かった。」と証言していることを踏まえると、このような状況の中で、申立人は全喪した事業所の事業主に受領を含めた委任をしたとは考え難い。

また、申立人は、「軍に入隊し、昭和20年9月1日に現役満期、予備役編入により除隊した。その後、郷里のD県に戻り農業を行っていたが、21年4月ごろからは、叔父の手伝いをする傍ら学生として勉学にいそしんでいたもので、32年に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでは年金とは全くかわりの無い生活を送っていた。また、脱退手当金の支給決定日当時は17歳ということもあり、年金への関心は全く無く、厚生年金保険の被保険者であったという意識は無かった。まして脱退手当金制度の存在など知る由も無かった。」と主張しているところ、同僚も「勤務していた当時は厚生年金保険の被保険者であつ

た意識は無く、脱退手当金という制度自体知らなかった。」旨の証言をしていることを考え合わせると、申立人の主張は信憑性<sup>びよう</sup>が高いと認められ、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間②に関する記載が無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険記号番号が1番誤記されている上、申立人の脱退手当金支給決定日は、被保険者台帳及び被保険者名簿では、昭和21年3月20日と記載されているにもかかわらず、オンライン記録では同年7月20日とされていることなど、申立人の脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 愛知国民年金 事案 1767

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から48年3月までの期間及び49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から48年3月まで  
② 昭和49年4月から51年3月まで

私の両親は、現在、未納とされている私の昭和46年2月から48年3月までの国民年金保険料については納付した記憶があると言っている。兄と妹のいずれもきちんと納付されており、私を含めた兄妹3人について、同じように町内の集金により納付したとしている。

また、昭和49年4月から51年3月までの保険料については、A市B区に転居した53年8月以降にまとめて同区で納付した記憶がある。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、C県D市に居住していた申立期間①当時、申立人の父親が国民年金被保険者資格取得手続きを行い、国民年金保険料を他の同居家族の分と一緒に納付してくれていたと聞いているとしており、申立人の兄及び妹が20歳からきちんと納付されているのに、自分だけが申立期間①について未納とされているのは納得がいかないと主張している。

しかし、申立人は申立期間①当時、4年制大学の学生であったため、国民年金への加入は任意であり保険料納付の義務は無かったところ、申立人の兄は20歳到達時には学生ではなかったことから、同時点から強制加入により国民年金被保険者資格を取得し、保険料の納付を開始したものとみられるほか、申立人の妹は20歳到達時は短大生であり、申立人より期間は短いものの、学生であった期間は国民年金には未加入とされている。

また、申立人の母親に対する聴取からは、申立人に係る国民年金被保険者資格取得手続きの状況について確認できない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月に払い出されており、これ以外に別の記号番号が申立人に払い出された形跡は見当たらないことから、社会保険庁及びA市の記録



上、申立人がこの記号番号により同年7月から同年8月にかけて行ったとみられる国民年金被保険者資格取得手続が、申立人の最初の手続であったものと考えられる。

さらに、上記手続の際、A市では申立人が学生であった期間（任意加入の対象となる期間であり、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。）を把握できなかったことにより、申立人が20歳に到達した時点までさかのぼって、強制加入により被保険者資格を取得したとする処理を行い、これにより申立期間①が未納とされるに至ったものと推定される。

これらのことから、申立期間①当時、申立人が国民年金被保険者資格を有し、保険料の納付が行われていたとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人は、上記のとおり、昭和53年7月から同年8月にかけて国民年金被保険者資格取得手続を行ったことがうかがわれることから、当時、実施されていた第3回特例納付（同年7月から55年6月まで実施。）により申立期間②の保険料を納付することは可能であったが、申立期間②について納付したとする保険料の金額に係る記憶は無いとしている。

また、特例納付は、通常、保険料を納付する期間、納付金額等について被保険者本人と相談の上、社会保険事務所又は区役所が納付書を発行するものであるが、申立人はまとめて保険料を納付する期間について区役所等と相談した記憶は無いとしている。その上、上記のとおり、申立人は昭和53年7月から同年8月にかけて国民年金被保険者資格取得手続を行い、この時、誤って20歳到達時にさかのぼって強制加入したとの処理が行われたことにより申立期間①が未納とされたことがうかがわれることから、申立人が特例納付を行っていたとすると、当時、未納とされていた申立期間①についても保険料を納付するか否かについて区役所等から申立人に対して打診があったものと考えられることから、申立人が特例納付を行う期間について相談した記憶が無いとしているのは不自然であり、申立期間②について特例納付を行ったとは推認し難い。

さらに、申立人は、昭和53年7月から同年8月にかけて行ったとみられる国民年金被保険者資格取得手続後、間もなく51年4月から53年3月までの保険料を過年度納付したことがうかがわれる上、過年度納付（特例納付を除く。）の場合は、納付期間等について相談すること無く、時効前で保険料を納付することが可能な期間に係る納付書が発行されることがあり得ることから、申立人がまとめて保険料を納付したとする記憶は、この過年度納付のことであったとしても不自然ではない。

- 3 このほか、申立期間①及び②の保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から平成6年2月までの期間、同年8月から8年3月までの期間、10年1月から同年6月までの期間、13年4月から15年7月までの期間、17年12月及び18年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から平成6年2月まで  
② 平成6年8月から8年3月まで  
③ 平成10年1月から同年6月まで  
④ 平成13年4月から15年7月まで  
⑤ 平成17年12月及び18年1月

私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたつもりであるが、国民年金手帳の番号が無いなどと言われ、記録では申立期間の保険料は納付していないこととされている。

厚生年金保険被保険者期間中についても貯金のつもりで保険料を納付していたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年ごろ国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料の納付を行っていたとしているが、申立人自身国民年金の加入手続の記憶は明確ではない上、申立期間に納付していたとするものが確かに国民年金保険料であるかについても記憶は曖昧である。

また、社会保険庁の記録では、申立人は申立期間において13回（脱退手当金の支給済期間を除く。）の厚生年金保険被保険者期間を有していることが確認でき、申立人は、そのすべての厚生年金保険被保険者期間において貯金のつもりで国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、同期間中は、制度上、国民年金には加入できないことから、このような二重加入が複数回にわたり繰

り返されたとする申立人の主張は不自然であり、特に基礎年金番号により個人の年金記録が一元的に管理されるようになった平成9年1月以降である申立期間③、④及び⑤について二重加入が発生することは考え難い。さらに、申立期間③、④及び⑤の時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成8年2月ごろとされており、申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころ初めて国民年金加入手続を行ったものと考えられ、この時期を基準とすると、申立期間①の大半は時効により保険料を納付できない。

その上、申立期間②の保険料は、申立人が初めて国民年金加入手続を行ったとみられる平成8年2月ごろを基準とすると、納付することが可能ではあったとみられるが、申立期間①及び②の間の6年3月から同年7月までの納付済みとされている期間の保険料が、平成8年度に1か月分ずつ時効成立間際に納付されていることがうかがわれること、並びに申立人は同年度及び9年度の途中まで全額申請免除を受けていたことがうかがわれることから、保険料を納付することが困難な状況にあったと考えられ、申立期間②の保険料を納付したとも考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、預金出金記録等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から61年3月まで

友人に国民年金の任意加入と付加保険料の納付を勧められ、昭和51年10月に国民年金に任意加入し、その手続と一緒に付加年金の加入手続を行い、付加保険料を加えた金額の保険料を納付していたはずであるので、申立期間について付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続時に2枚の書類を書いたとしているのみで、その書類が付加年金の申込書であったかどうかの明確な記憶が無く、申立人が国民年金の加入手続時に、確かに付加年金の加入手続を行ったとは言い難い。

また、申立人は、昭和51年10月ごろに国民年金への任意加入手続を行った際、付加年金への加入手続も行ったと主張しているが、社会保険庁が保管する年金記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人が申立期間について付加年金に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していた時にもらっていたとする領収書の特徴は、A市が申立期間当時、発行していた定額保険料及び付加保険料の領収書の特徴とは相違している。

加えて、A市では、申立期間当時は納付書による納付であったことから、付加年金加入者には、定額保険料額に付加保険料額を加算した金額の納付書（付加保険料は定額保険料と一緒に納付書により納付することとされていた。）を発行しており、定額保険料が納付されると自動的に付加保険料も納付されるようになっていたとしている。このため、申立期間を通じて、定額保険料の納付のみが記録され、付加保険料の納付については記録漏れとなるとは考え難い。

このほか、申立人が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申

告書、家計簿、日記等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1770

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年12月まで

私は、A村で国民年金に加入し、昭和36年度分の国民年金保険料はB市で納付した。昭和37年ごろはA村で発行された国民年金手帳を持参してC市の支所で妻の分と一緒に保険料を納付した。38年1月にD市に転居してからは、同市E区F支所で、毎月、妻の分と一緒に保険料を納付した。当時の保険料は100円で、途中から200円になった記憶がある。

また、G社に勤務しているところに、庁舎移転後のD市E区F支所から保険料を重複して納付しているので、返金する内容のハガキが来た記憶がある。申立期間の保険料の納付を証明するものは無いが、納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A村で発行された国民年金手帳により、C市及びD市において申立期間の保険料を妻の分と一緒に納付したとしているが、申立人は、昭和37年4月15日にB市からC市に、38年10月22日に同市からD市に転入していることが確認できるものの、B市保管の申立人の国民年金被保険者名簿には、C市及びD市への住所変更の記載は無く、同名簿に「53.4/6 H町へ 56.9.22 転出」と記載されている上、B市を管轄するI社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳においても、変更後の住所欄にはH町の住所が「昭和53年4月6日変更」と記載されているのみで、C市及びD市の住所の記載は無く、当該台帳は56年11月16日にH町を管轄するJ社会保険事務所に移管されていることから、申立人は、C市及びD市での国民年金に係る住所変更手続を行っていないものとみられる。同様に、申立人の妻の国民年金被保険者名簿及び被保険者台帳にもC市とD市の住所変更の記載は無く、妻も申立

期間は未納とされていることから、申立人が妻の分と一緒に申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は昭和 37 年ごろに C 市 K 支所で保険料を納付したとしているが、同市では、同支所は存在していないとしており、申立人も聴取の過程で保険料の納付場所は覚えていないと申立内容を変えるなど、同市における申立人の納付場所の記憶は曖昧である。

さらに、申立人は D 市 E 区 F 支所において、毎月現金で保険料を納付したとしているが、同市では、申立期間当時、保険料納付は 3 か月ごとの印紙検認方式であるとしていることから、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人は、G 社に勤務しているところに国民年金保険料の還付を受けた記憶があるとしているが、社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳、オンライン記録及び還付整理簿を見ると、同社に勤務していた時期に国民年金保険料の還付をうかがわせる形跡は見当たらない。

このほか、申立人の国民年金手帳記号番号は 2 回払い出されており、1 回目は昭和 36 年 2 月 27 日に A 村において夫婦連番で払い出され、2 回目は 47 年 4 月 25 日に D 市 E 区において 1 回目と同様に夫婦連番で払い出されているが、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの期間及び50年5月から51年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から47年3月まで  
② 昭和50年5月から51年8月まで

申立期間①については、母親から、短大生だった私が20歳になった昭和46年12月ごろ、A市役所で私の国民年金加入手続をしたと聞いている。

申立期間②のうち、昭和50年5月から51年4月までについては、50年4月の会社退職後、母親が私に「日柄がよい日に国民年金に加入したから。」と言っていたのを覚えている。国民年金保険料は年度分を一括して母親が納付したと思う。

申立期間②のうち、昭和51年5月から同年8月までについては、婚姻(同年5月)後、私か夫のどちらかがB市役所で転入の届出をした際に、私の国民年金の住所変更手続を行い、国民年金保険料は納付書により銀行で納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のうち、昭和50年5月から51年4月までについては、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、加入手続及び保険料の納付状況に関する詳細は不明である。

また、申立期間②のうち、昭和51年5月から同年8月までについては、申立人は、B市役所において、婚姻後の国民年金の種別変更、氏名変更及び住所



変更の手続を行ったとしているが、その手続を行った者が申立人自身なのか申立人の夫なのかの記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である上、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についても具体的な記憶が無いことから、当該期間における申立人の国民年金に係る手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号はB市において任意加入者として昭和52年8月18日に払い出され、その資格取得日は同年9月24日となっており、このことは申立人が所持する年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」とも一致している上、これ以外に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金の加入手続を行ったものとみられる。この資格取得日を基準とすると、申立期間①及び申立期間②のうち、結婚後の51年5月から同年8月までの任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格を取得できないことから、申立人は当該期間において国民年金未加入となり、保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1772 (事案 843 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年7月まで

申立期間については、失業したため、A市B出張所で国民年金保険料の免除申請をした記憶がある。なお、平成9年から10年にかけて免除申請を行ったのは、申立期間において免除申請したことを覚えていたからである。申立期間の保険料が免除とされていないことには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初、保険料を納付したとする申立内容であったが、社会保険庁の記録では、申立人は厚生年金保険の被保険者資格の取得により、昭和38年12月25日に国民年金資格を喪失し、52年5月1日に再取得していることから申立期間は未加入期間となること、及び申立人は、申立期間においてA市役所のB出張所で加入手続をした旨主張しているが、加入に係る申立人の記憶は明確ではなく、保険料納付に関与していなかったことから納付状況が不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立期間の保険料を免除申請したとする申立内容に変更して申し立てているが、これは、当初の判断理由のとおり、申立期間は未加入期間となること等、申立人が申立期間について免除申請を行ったとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から41年3月まで

昭和36年12月ごろ、町内会の勧めで国民年金の加入手続を行った。保険料は、毎月、町内会の役員が集金に来て、現金で支払った。国民年金手帳に印を押して領収書の代わりとしていたように記憶している。その時の国民年金手帳は処分してしまったが、申立期間が未納とされているのは納得できない。申立期間のうち、39年4月から2年間は申請免除となっているが、免除された記憶は無く、国民年金に加入して以降、きちんと保険料を納付していたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年12月に国民年金加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は39年4月17日に夫婦連番で払い出されていることから、このころに国民年金加入手続が行われたものとみられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月、町内会の役員に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、昭和36年12月は時効により保険料を納付できず、37年1月から38年3月までの期間は過年度納付することは可能であったが、A市では、申立期間当時、町内会では過年度保険料を取り扱っていないことから、申立人の主張と相違する上、現年度納付が可能であった同年4月から39年3月までの保険料は、納付期限の同年4月30日までに納付しなければならないが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無い。

さらに、申立人の元夫も、申立期間のうち、昭和36年12月から39年3月までの保険料は未納とされている（36年12月については、その後、厚生年金

保険被保険者期間であることが判明している。)

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間は、免除申請した記憶は無く、保険料を納付したとしているが、社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、当該期間は申請免除とされ、A 市が保管する国民年金被保険者名簿もこの期間は申請免除とされていることから、社会保険庁の記録に不自然な点は見受けられない。その上、同市では、1 枚の免除申請用紙で同一世帯の被保険者全員の申請が可能であったとしており、申立人の家族が免除申請したと考えても不自然ではなく、申立人の元夫は既に死亡していることから、免除申請に係る手続状況について聴取することはできないものの、申立人の元夫も当該期間は申請免除とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から53年3月まで

私は、妻(申立人)の申立期間の国民年金保険料が還付されているとの回答をもらった。しかし、当該期間について過誤納金の還付を受けた記憶は無く、納得できない。

また、いつ、どこの銀行に還付金が振り込まれたのか確認したい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の還付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)には、申立期間の国民年金保険料が納付されたが、昭和53年7月3日に還付決定されたことが記載されており、同庁が保管する還付整理簿では、同年7月12日に還付金が支払われたことが記載されている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が昭和45年4月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが記録されており、被保険者台帳及び申立人の国民年金手帳(46年4月1日発行)には、申立人が45年4月26日に国民年金の資格を喪失したことが記載されている。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料がいったんは納付されたが、後日に当該期間が厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したものと考えられ、申立期間の保険料が還付されたことの事由について不自然な点は見受けられない。

さらに、還付整理簿には、申立期間の国民年金保険料の還付処理について、還付金額、還付事由、還付決定日、還付金支払日等の事跡が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付

を疑わせる事情も見当たらない上、申立人の夫が所持する領収書（昭和 52 年度 4 期分）には、還付のゴム印が押されている。

なお、還付金の支払方法には、金融機関の預金口座への振込みのほか、社会保険事務所窓口での支払などがあるが、被保険者台帳、還付整理簿には、還付金の支払方法を記載することとされておらず、その詳細を確認することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から43年5月まで

申立期間当時、私はA市B区の美容室に住み込みで働いていた。20歳になった昭和36年8月ごろ、美容室の経営者の勧めで国民年金の加入手続きを行い、それ以降、勤務先に訪れる集金人に保険料を納付していた覚えがある。その後、41年にC市、42年にA市D区へ転居したが、その時も役所で手続きを行い、集金人に保険料を納付していたと思う。保険料は100円であったと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区に居住していた昭和36年8月ごろ、国民年金の加入手続きを行ったとしている。しかし、社会保険庁の国民年金受付処理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は婚姻後の姓で43年6月\*日に同市D区で払い出されたことが確認でき、この日付は申立人及びその夫の婚姻届出日と同日である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時にA市B区において、申立人の婚姻前の姓で国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらず、申立人が昭和41年ごろ転居したとするC市も含めて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続きは昭和43年6月の婚姻届提出時に行われたものと推認され、申立期間当時には加入していなかった上、申立人の国民年金資格取得日は同年6月5日で、申立期間は資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、昭和36年に国民年金に加入した当初から集金人に保険

料を納付していたとしているが、A市における集金人制度の開始は37年11月であり、申立人の説明と相違する。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続を、申立期間当時に勤務していた美容院の店主が行ってくれたとしているが、当時の店主は死亡しているため、その状況を確認することはできないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から41年3月まで

昭和39年12月にA市B区役所で夫が私たち夫婦の国民年金加入手続きをしたが、申立期間の保険料は未納とされている。同年に加入後に41年まで保険料の請求を延期することは無いとC町役場から聞いており、私も、国民年金手帳が無い時に集金人に保険料を納付し、印紙を受け取っていたことを覚えている。私たちは経済的に保険料を納付できない状態ではなかったため、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、昭和39年12月に夫婦の国民年金加入手続きを行い、A市の集金人に保険料を納付していたと述べている。

しかし、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和41年8月26日に社会保険事務所からA市B区に払い出されており、申立人夫婦が初めて受領したと記憶する国民年金手帳には同年9月7日発行と記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に申立人夫婦に対し同区で国民年金手帳記号番号が払い出された記載は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人夫婦の国民年金加入手続きは昭和41年9月ごろに行われ、その際、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した39年12月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人夫婦の加入手続きは行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、国民年金手帳を受領する前に保険料を納付したことがあると記憶している。この点については、社会保険庁の国民年金受付処理簿には、

申立人夫婦の国民年金手帳が昭和 41 年 10 月 31 日に送付されたことが記載されており、一方、申立人夫婦の国民年金手帳には、同年 9 月 7 日に同年 4 月から同年 6 月までの保険料が納付されたことを示す検認印が押されている。このことから、申立人夫婦に国民年金手帳が送付される前に保険料が納付されていたことが確認でき、申立人が記憶する国民年金手帳受領前の保険料納付はこの際のものであったと考えられる。

さらに、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される昭和 41 年 9 月の時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった。しかし、申立人夫婦は集金人以外に保険料を納付した覚えは無いとしているところ、A 市では集金人は過年度保険料を扱っていなかったとしているなど、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人夫婦が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1777

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から41年3月まで

私は、昭和39年12月にA市B区役所で私たち夫婦の国民年金加入手続をしたが、申立期間の保険料は未納とされている。同年に加入後に41年まで保険料の請求を延期することは無いとC町役場から聞いており、妻も、国民年金手帳が無い時に集金人に保険料を納付し、印紙を受け取っていたことを覚えている。私たちは経済的に保険料を納付できない状態ではなかったため、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年12月に夫婦の国民年金加入手続を行い、A市の集金人に保険料を納付していたと述べている。

しかし、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和41年8月26日に社会保険事務所からA市B区に払い出されており、申立人夫婦が初めて受領したと記憶する国民年金手帳には同年9月7日発行と記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に申立人夫婦に対し同区で国民年金手帳記号番号が払い出された記載は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は昭和41年9月ごろに行われ、その際、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した39年12月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人夫婦の加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の妻は、国民年金手帳を受領する前に保険料を納付したことがあると記憶している。この点については、社会保険庁の国民年金受付処理簿に

は、申立人夫婦の国民年金手帳が昭和 41 年 10 月 31 日に送付されたことが記載されており、一方、申立人夫婦の国民年金手帳には、同年 9 月 7 日に同年 4 月から同年 6 月までの保険料が納付されたことを示す検認印が押されている。このことから、申立人夫婦に国民年金手帳が送付される前に保険料が納付されていたことが確認でき、申立人の妻が記憶する国民年金手帳受領前の保険料納付はこの際のものであったと考えられる。

さらに、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される昭和 41 年 9 月の時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった。しかし、申立人夫婦は集金人以外に保険料を納付した覚えは無いとしているところ、A 市では集金人は過年度保険料を扱っていなかったとしているなど、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人夫婦が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1778 (事案 157 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から48年12月まで

私は、昭和41年10月から地域の集金人に国民年金保険料を納付しており、保険料は最初300円程度で、婚姻後は、夫婦二人分を一緒に納付していたとの内容で第三者委員会に申立てをしたが、平成20年6月に、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受け取った。

今回、亡夫のみ付加保険料を含めた納付済期間の記録があることを知り、申立期間当時から私が夫婦二人分の保険料を納付していたが、途中から夫のみ付加保険料を納付したことを思い出したので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫も、申立期間87か月のうち、婚姻(昭和42年6月)後の73か月は未納となっていること、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の49年4月に払い出されたものであることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時から、夫婦二人分の国民年金保険料を申立人が納付していたが、途中から夫の分のみ付加保険料を納付したことを思い出したとしている。

しかし、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和48年7月に払い出されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、国民年金手帳記号番号払出しと同月の昭和48年7月

から付加保険料を含めて国民年金保険料の納付を開始しており、婚姻後同年6月までの期間の保険料は未納である。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和49年4月ごろに、その夫の同手続は48年7月ごろに行われ、その際に、申立人は20歳到達の36年\*月にさかのぼって、夫は厚生年金保険被保険者資格を喪失後の42年7月にさかのぼって国民年金の資格を取得（申立人については、後日に脱退手当金受給済みの厚生年金保険被保険者期間が判明したため、国民年金資格取得時期を41年10月に訂正。）したものと推認され、夫については、加入手続と同時に付加保険料納付の申出を行ったと考えるのが自然である。このため、申立人は、申立期間当時には、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

これらのことから、申立人の新たな主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 27 年 7 月 30 日まで  
私は、申立期間にA氏、B氏及びC氏が設立したD社で勤務していた。  
同僚にはE氏とF氏がおり、F氏が写っている勤務当時の写真もあるので、  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び当時の勤務実態に係る申立内容から、勤務期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、D社は昭和 28 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できるとともに、申立人が記憶している同僚B氏及びC氏は、同社が適用事業所となった日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、同僚B氏及びC氏は既に死亡しており、当時の状況について証言を得ることができない上、申立人が記憶している別の同僚A氏、E氏及びF氏は、D社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、D社は昭和 49 年 10 月 1 日に解散しており、当時の賃金台帳等を確認することはできず、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1775

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から36年3月まで

私は、中学校卒業後、A社に入社して、同社から厚生年金保険被保険者証を交付してもらった記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していたとするA社は、昭和30年2月9日に任意適用事業所となり、31年8月1日に全喪していることから、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している事業主等3人は、名字のみの記憶であることなどから同人らを特定できず、事業主を除く2人には、A社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、同社の被保険者名簿において被保険者記録のある3人(全員)は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案1776

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月26日から31年1月20日まで

私は、A社B支店に5年間勤務したはずであるが、年金記録を確認したところ、途中から厚生年金保険被保険者としての記録が無い。申立期間について、同社での厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店における同僚の名前については覚えていないとしている。

また、A社B支店で申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できた複数の同僚に照会したが、申立人を覚えている者はいない。

さらに、A社B支店は、昭和37年8月1日に厚生年金保険の適用事業所を全廃しており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料の控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1777

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月ごろから 28 年 3 月 15 日まで  
② 昭和 30 年ごろから 34 年 9 月 15 日まで

私は、A社及びB社に勤務し、それぞれの勤務期間に医者にかかったが、窓口で金を支払ったことは無いので、社会保険に加入していたと思う。両社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、申立人の具体的な記憶から判断して、申立期間の一部に申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の複数の同僚は、申立期間当時、入社後しばらくは見習期間があった旨の証言をしている上、申立人が同僚として挙げている者のうち、1人については、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、3か月以上してから被保険者資格を取得していることから、同社では、入社してからしばらくは厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「同級生だった同僚が半年から1年間くらい勤務していた。」としているが、当該同僚のA社における厚生年金保険の被保険者記録は存在しない。

さらに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

#### 2 申立期間②については、申立期間における申立人の具体的な記憶、同僚と一緒に写っている写真及び同僚の証言から判断して、申立人がB社に勤務し

ていたことは推認できる。

しかし、申立人が同僚として挙げている 14 人中 3 人について、B 社における厚生年金保険の被保険者記録が存在しない。

また、昭和 34 年に B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私が入社した 30 年ごろは従業員を強制的に資格取得させる取扱いではなかった。」と証言している。

さらに、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1778

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月ごろから25年12月ごろまで  
② 昭和26年1月ごろから27年12月ごろまで

私は、申立期間①においてA社に、申立期間②においてB社に勤務していた。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社の所在を確認することができず、当該事業所を特定することができない。

また、社会保険庁の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所であるA社（類似名称の事業所を含む。）は、いずれも申立人が証言する地域に所在していない上、適用時期は昭和44年6月以降であることから、申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

#### 2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社の所在を確認することができず、当該事業所を特定することができない。

また、社会保険庁の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所であるB社（類似名称の事業所を含む。）のうち、2事業所は申立人が証言する地域に所在しているものの、当該2事業所の適用時期は、いずれも昭和36年9月以降であり、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、事業内容が申立人の申立内容とは相違している。

#### 3 また、申立期間①及び②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた記憶が不明瞭である上、当該控除を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1779

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 1 日から 29 年 9 月 1 日まで

私は、中学校を卒業した年の昭和 28 年 9 月ごろから A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の証言から判断して、申立人が、中学校を卒業した年の昭和 28 年から A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人が昭和 28 年の何月から勤務していたかについては、覚えていない。試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格取得手続きを行っていなかった。」と証言している。

また、申立人は、他の従業員と勤務場所が異なっていたことから、申立期間に勤務していた同僚で、申立人を覚えている者は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険年金手帳記号番号払出簿により、申立人の被保険者資格取得日が昭和 29 年 9 月 1 日であることが確認できるとともに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から同年12月1日まで  
② 昭和33年4月1日から34年4月1日まで

私は、昭和28年9月1日から37年9月30日まで住み込みで働いており、9年間勤務していたのに、最初と途中で未納期間があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、申立人が同時期に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち連絡がとれた二人についても、A社の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていることから、同社では、入社後一定期間をおいて資格取得の届出を行う取扱いをしていたものと推測される。

また、申立期間②については、社会保険事務所の記録により、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和33年4月1日に喪失し、34年4月1日に再取得したことが確認できるところ、申立人と同時期に同社に勤務していた同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録が一部抜けている者が数多く見られる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年1月1日新規適用時から同年12月1日までの期間(申立期間①を含む期間)及び32年12月8日から34年4月1日までの期間(申立期間②を含む期間)における健康保険整理番号に欠番は見られない。

加えて、A社は平成12年8月15日に解散しており、事業主は死亡により証言が得られない上、事務員は、「当時、給与明細書などは無く、事務手続はすべ

て事業主が行っていたので、私は何も分からない。」と証言していることから、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1781

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 16 日から 9 年 3 月 16 日まで

私は、A社に平成 8 年 3 月 16 日から 9 年 3 月 16 日まで勤務し、給与から厚生年金保険料を天引きされていた。厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び雇用保険の記録から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収簿により、平成 8 年における社会保険料の控除が確認できるところ、当該控除額は、申立期間当時の雇用保険の保険料額にほぼ一致しており、申立人の給与総額に相当する当時の厚生年金保険料及び健康保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「申立てどおりの資格取得の届出は行っておらず、保険料も納付していない。」と回答しており、事務担当者は、「厚生年金保険の資格取得を希望しない者は、資格取得手続きをしていなかった。」と証言している。

さらに、A社が加入しているB厚生年金基金は、「申立人の申立期間に係る加入記録は無い。」と回答している。

加えて、社会保険庁が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者オンライン記録に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 28 日から 43 年 6 月 30 日まで  
A社には、途中で辞めること無く、昭和 43 年 6 月 30 日の全喪日まで働いていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 41 年 12 月 \* 日に出産した次男の分娩費・育児手当を請求し、「喪失後の分娩」として不支給となっていることが確認できるところ、申立人の元妻は、「次男を出産後、健康保険証が無いことで事業主に文句を言ったり、その後、国民健康保険の手続をするために役所へ行ったりした。また、義父が亡くなった 42 年 5 月ごろ、夫から、暇で仕事が無いため給料は無いと言われ、怒って実家に帰った記憶がある。」と証言している。

また、雇用保険についても、申立人のA社での被保険者記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 39 年 10 月 21 日まで

私は、A社に昭和 37 年 9 月から 40 年 3 月 20 日まで勤務していた。仕事は部品製作で、妻も同じ期間働いていた。私の厚生年金保険記録は、39 年 10 月 21 日から 40 年 3 月 20 日までの 5 か月しかない。申立期間についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の資料は焼失して不明と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等が確認できない。

また、社会保険事務所の申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、同僚は、申立人がA社に勤務していたことは証言するものの、勤務期間については不明としている上、申立人と同じ業務内容の同僚は、入社から約 2 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立期間のうち、昭和 37 年 9 月から 39 年 3 月までの期間について、申立人には国民年金の申請免除期間であった記録が確認できる。

このほか、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 26 日から同年 12 月 13 日まで  
② 平成 5 年 9 月 30 日から 12 年 9 月 19 日まで

私は、A社には昭和 49 年 12 月まで勤めていたし、B社では平成 4 年 4 月に加入してから 12 年ごろに全喪届を出すまで、社会保険事務所の職員が集金に来ていたので、保険料を支払っていたと思う。以上の記憶に対して厚生年金保険の被保険者期間に間違いがあるので訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 61 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪している。

また、商業登記簿によると、A社は、昭和 58 年 12 月 28 日に解散、61 年 11 月 27 日に清算終了し、同社の無限責任社員で清算人であった申立人の長兄は既に死亡しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等については確認できない。

さらに、申立人は、申立期間前の昭和 48 年 11 月 10 日から申立期間後の 50 年 3 月 31 日まで、国民年金に加入し、当該期間の全期間にわたって国民年金保険料の全額免除申請をしていることから、当時、申立人は、申立期間①には、自らの厚生年金保険被保険者資格が無いことを認識していたものと推認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る雇用保険の記録も確認できない。

申立期間②について、商業登記簿によると、申立人は、B社の設立時から現在まで代表取締役であるところ、申立人は、平成 12 年ごろに適用事業所の全喪届を提出したと主張している。

しかし、社会保険事務所が保管するB社の全喪届によると、平成5年12月15日付けで、同年9月30日全喪の届出がなされたことが確認できる。

また、当時、経理事務を担当していたとする申立人の娘からは協力が得られず、厚生年金保険の取扱い等を確認できない。

さらに、申立人は、申立期間②は国民年金に加入し、一部未納期間はあるものの、過年度納付、現年度納付及び全額申請免除（後日、追納加算保険料納付。）をしていることから、当時、申立人は、申立期間②には自らの厚生年金保険被保険者資格が無いことを認識していたと推認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間②において、B社の事業主であるとともに、同社において社会保険の事務処理の責任者であり、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、仮に申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 12 月から 10 年 10 月まで  
② 平成 11 年 8 月から 13 年 2 月まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②の標準報酬月額が15万円とされていることが分かった。私が保管している預金通帳で確認できる給与支給額は18万円から22万円であり、標準報酬月額が15万円とされているのは納得できない。

なお、当時、給与が支払われなかった期間があったことや、社長が社会保険料の納付を渋っていたこと、経理事務員が「このようなやり方では、将来支払われる年金が少なくなる。」と言っていたことを記憶している。

申立期間について、給与支給額に見合う額に標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している預金通帳によると、申立期間における給与支給額は18万円から22万円であり、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額15万円を上回る給与を受け取っていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、A社は、平成13年3月に全喪している上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立てに係る証言を得ることはできず、さらに、申立期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者であった者に聴取しても、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることもできない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年ごろから34年ごろまで

私は、A社B本社に昭和31年ごろに入社し、34年ごろまで勤務していた(実際には、同社B本社からC社内での勤務を命じられていた)。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真について、申立期間において申立人が勤務していたとするC社に確認したところ、同社は、「写真に写っているのはC社の建物である。昭和31年4月から38年ごろまでC社の中にA社B本社『D課』が存在していた記録が残っている。」と回答している上、A社B本社も、申立期間に「D課」という課が存在した旨回答していることから、勤務期間は不明ながらも、申立人がA社B本社から命じられて、C社内での勤務していたことが推認できる。

しかし、A社B本社は「申立期間当時は、確かにD課からC社内での勤務している者がいた。申立期間に係るA社B本社保管の名簿をすべて調べたが、申立人の名前を確認することができない。正社員は名簿の保管があり、厚生年金保険の被保険者資格も取得している。A社B本社で臨時雇用であった者の名簿の保管は、昭和35年8月からである。それ以前は正社員のみ名簿が保管されている。申立人は、A社B本社保管の名簿に記載が無いことから、臨時で雇い入れた者であったと考えられる。」と回答している上、複数の同僚は、臨時で勤務していた期間は厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった旨証言している。

また、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該控除に関する申立人の記憶は不明確である。

さらに、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案1787

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月1日から同年12月4日まで  
② 昭和45年6月1日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和44年2月1日に入社し、B社には45年6月に入社したので、社会保険庁の記録のような約半年間も無職の期間は無いので、厚生年金保険被保険者記録が無い申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に昭和44年4月に入社した同僚が「申立人は自分が入社した時にはA社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、勤務した期間は不明ながらも、同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、A社は、「当時の資料は無く、申立人の給与から保険料を控除していたかは不明。」と回答しており、申立ての事実をうかがわせる証言等を得ることができない。

また、複数人の同僚は、A社では、入社から一定期間後に厚生年金保険被保険者資格を取得したと証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の資格取得日は昭和44年12月20日、離職日は45年5月27日であり、厚生年金保険の被保険者期間とおおむね一致している。

加えて、申立人がほぼ同時期に入社したと記憶する同僚は、A社において昭和44年11月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

申立期間②について、B社は「当時の資料は保存されておらず、申立人の給与から保険料を控除していたかは不明。」と回答しており、申立ての事実をうかがわせる証言等を得ることができない。

また、申立人が勤務していた店舗の店長は、「B社では見習期間があった。」と証言しているところ、当該店長は、同社において入社から3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の資格取得日は昭和45年11月1日、離職日は46年11月26日であり、厚生年金保険の被保険者期間とおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から44年2月まで

私は、A社に昭和41年8月に入社し、44年2月まで勤務していた。保険料や保険証のことは覚えていないが、正社員として勤務していたので、厚生年金保険にも加入していたと思う。調査をして記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間のうち、昭和42年3月1日から43年8月12日までの期間は、A社において勤務していたと認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金の加入記録が確認できる。

また、A社は、申立期間当時の厚生年金保険資格取得確認通知書を保管しているものの、申立人の厚生年金保険資格取得確認通知書は無い上、同社の労務担当者は、「臨時雇用のために被保険者資格の取得手続は行っていないのだろう。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から35年5月21日まで

私は、脱退手当金制度を承知しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年5月21日の前後3年以内に厚生年金保険の資格を喪失した受給資格のある女性11人(申立人を含む。)について脱退手当金の支給記録を確認したところ、8人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち5人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後、間もないころとなっているほか、連絡先の把握できた2人は脱退手当金を受給した旨の証言をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1790

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年8月15日まで

申立期間に係る脱退手当金を昭和24年6月21日に支給されたことになっているが、そのころは結婚して日々の生活に追われていたため手続することはできなかったため、何かの間違いである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和24年6月21日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったため、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1791

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から37年8月1日まで

ねんきん特別便を見て、厚生年金保険の期間照会を行ったところ、A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。

しかし、私は、A社を退職する際に退職金を受け取った覚えはあるが、脱退手当金の支給決定日は昭和38年3月20日であり、退職後半年以上を経過してから脱退手当金の請求手続を行った記憶も脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後に資格喪失した受給資格のある女性35人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、30人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち27人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録のある複数の同僚は、退職時に事業所から脱退手当金制度の説明を受けたとし、中には、事業所が請求手続を行ってくれたと証言している者もいることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間とは別の被保険者台帳記号番号となっており、脱退手当金を受給したために被保険者台帳記号番号が異なっているものとするのが自

然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1792

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月1日から39年3月1日まで  
② 昭和40年5月6日から41年8月26日まで

私は、A社及びB社について脱退手当金を請求した記憶は無く、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所は脱退手当金裁定請求書を昭和41年9月17日に受理し、同年12月28日に社会保険事務所において支払を行っており、また、当該支払に対する領収書には、申立人の印鑑証明書が添付されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理には不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。